

北陸税理士会所属
税理士の皆さま

日本政策金融公庫
北陸地区統轄室

新型コロナウイルス感染症関連の融資申込に関するご協力をお願い

拝啓 北陸税理士会所属税理士の皆さまにおかれましては、益々ご盛栄のこととお喜び申しあげます。

また、平素より日本公庫の業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症に関しまして、税理士の皆さまのところにも、お客さまから資金調達のご相談が多く寄せられていることと思います。

日本公庫の北陸地区各支店へも、同様に多くのご相談・お申込が寄せられており、円滑にご対応できない状況もしばしば発生しています。つきましては、お客さまへのご対応を円滑に実施することを目的として、税理士の皆さまに、以下の事項をご対応いただきたく、お願い申しあげます。

敬具

<税理士の皆さまにご対応いただきたい事項>

1 お申込書類のご確認

・お申込に必要な書類につきましては、別紙1（[日本公庫ホームページ](#)）をご参照いただき、**書類が揃っていることをご確認**ください。

・お申込の時点で、①借入申込書、②新型コロナウイルス感染症による売上減少の申告書、③最近2期分の申告決算書または確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含む。）、④ご商売の概要（はじめてご利用いただく方）、[⑤運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー（はじめてご利用いただく方）、⑥許認可証のコピー（はじめてご利用いただく方で、飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）](#)等が必要となります。

・最近2期分の申告決算書または確定申告書・決算書（勘定科目明細書を含む。）につきましても、**コピー（別表1の下段に税理士の署名があるもの、または電子申告の場合は受信通知を添付のこと）**をご用意ください。

2 お申込書類のご提出

・支店窓口は大変混雑しており、お待ちいただくことが多々あります。**[ご郵送、またはインターネット（お申込データを登録いただいた後、申込必要書類の郵送が必要となります。）でもお申込が可能](#)**ですので、ご利用ください。

次頁へ続く

3 日本公庫による融資の検討期間

・ご相談・お申込まいただいたお客さまから順番に対応しておりますが、案件数が多いことから、**融資判断（融資実行）までお時間をいただいております。**

・お時間をいただくことについては、支店窓口受付では口頭、郵送受付では封書（別紙2参照）、インターネット受付では自動返信メール（別紙3参照）などにより、適宜、ご説明しております。

4 新型コロナウイルス感染症特別貸付及び実質無利子化に関するお問い合わせ

・別紙1（[日本公庫ホームページ](#)）の「新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関するQ&A」、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けた制度拡充に関するQ&A」及び「実質無利子化」において、**よくあるお問い合わせについてご案内**しています。**支店へのお問い合わせの前に、是非ご参照ください。**

5 情報提供のご協力

・はじめてご利用いただく方からのお申込の場合などは、日本公庫にお客さまの情報がな
いことから、**お客さまに関する情報のご提供にご協力をお願いします。**

6 その他、ご留意いただきたい事項

・各支店担当者に対して、お電話等でお問い合わせいただいても、すぐにご対応できない場合があります。

・税理士事務所等が主催する融資相談会及び訪問による審査につきましては、ご対応できない場合があります。

・新型コロナウイルス感染症関連以外の融資申込につきましては、すぐにご対応できない場合があります。

以上

新型コロナウイルス感染症特別貸付のお申込手続き・ご提出書類

【公庫ホームページ】

新型コロナウイルスに関する相談窓口のご案内

ご提出書類・お申込手続き
のご案内などはこちら

インターネット申込（国民生活事業）
はこちら

クリック

感染拡大の防止に向けた、お客さまへのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、お客さまには、以下の点につきましてご協力をお願い申し上げます。

1 お申込に関すること【国民生活事業】

■ インターネット申込（国民生活事業）

お申込データ受付後、お申込に必要な書類（インターネット申込用）[📄](#)についてはメールでご案内いたしますので、後日郵送等でご提出をお願いいたします。

■ ご郵送による申込

お申込に必要な書類 [📄](#) をご準備いただき、最寄りの支店までご郵送ください。

※お申込に必要な書類（借入申込書等）[📄](#) は、本ホームページからダウンロードできますので、お受取りのためにご来店いただく必要はございません。お申込手続き等の留意点は[こちら](#)[📄](#) をご覧ください。

※国民生活事業のお申込に、中小企業事業の借入申込書をご利用いただくことはできませんのでご注意ください。

※中小企業事業については[こちら](#)、農林水産事業については[こちら](#)

2 ご相談に関すること【国民生活事業】

・融資制度やご提出書類・お申込手続き [📄](#) に関するお問い合わせにつきまして、事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）でもご相談いただけます。

※中小企業事業については[こちら](#)、農林水産事業については[こちら](#)

3 一部の支店窓口の営業時間の変更

政府の緊急事態宣言が発出された7都府県に所在する計50支店において、支店窓口の営業時間を下表のとおり変更いたします。

支店窓口の 営業時間	平日9時～15時（変更前は、平日9時～17時） ※お電話でのお問い合わせは、各支店とも17時まで対応いたします。
対象支店	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県に所在する計50支店 ※上記以外の支店窓口の営業時間（平日9時～17時）に変更はありません。
実施期間	令和2年4月16日（木）から当面の間

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

現在、たいへん多くのお客さまから、新型コロナウイルス感染症特別貸付についてのご相談が集中し、窓口がたいへん混み合っています。ご不便をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

お客さまには以下の点をご承知おきいただきますようお願いいたします。

- 本特別貸付については、今月以降も引き続きお申込みができます。
- 本特別貸付は十分な融資規模に対応できる予算が手当てされていますので、資金の必要時期にあわせてご相談いただけます。
- 状況に応じて、複数回のご利用も可能です。本特別貸付をご利用中でも追加でご相談いただけます。
- ご来店以外でも、当ホームページで本特別貸付についてのQ&Aをご覧ください。
また、事業資金相談ダイヤル（0120-154-505）でもご相談いただけます。
詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口のご案内」に係る新着情報

2020年04月16日

- 渋谷支店（東京都）における新型コロナウイルス感染者の発生について 

2020年04月15日

- 7都府県に所在する支店窓口の営業時間の変更について 

2020年04月08日

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関するQ&A、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けた制度拡充に関するQ&Aを更新しました。

2020年03月27日

- 経済産業省のホームページに「新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ」がアップされました。 

2020年03月17日

- 「実質無利子化」についての情報を更新しました。

2020年03月13日

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付のお申込手続き・ご提出書類を更新しました。

2020年03月12日

- 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充について(PDFファイル151.0 KB) 

2020年03月11日

- 農林漁業者等の皆さま向け新型コロナウイルス感染症に係る特別措置について(PDFファイル155.9 KB) 

2020年02月14日

- 「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」の設置(PDFファイル229.4 KB) 

※公称名をかたった団体による融資の勧誘等にご注意ください

 融資のご案内	 国の教育ローン	 書式ダウンロード	地震、台風、豪雨などによる影響を受けた皆さまへ 災害等相談窓口のご案内	日本政策金融公庫のツイッター公式アカウントです。 災害時の支援情報を発信しています。 Tweets by JFC_information
 各種申込・貸付請求など オンラインサービス	 はじめての方	 用語集	 融資のご相談・お問合せ 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 (平日9時～17時) ※これからの事業者が考えの方。創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時～19時まで承っております。 教育ローンコールセンター 0570-008656 (平日9時～21時、土曜9時～17時) その他のお問合せはこちら	
 金利情報	 店舗案内	 お問合せ/Q&A		



1.個人企業・小規模企業の皆さまへ【国民生活事業】

(1)新型コロナウイルス感染症特別貸付

- (ア) [ご提出書類・お申込手続き](#)
- (イ) [ご提出書類のチェックリスト](#)
- (ウ) [新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関するQ&A](#)
- (エ) [新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けた制度拡充に関するQ&A](#)
- (オ) [「実質無利子化」について](#)

(2)【新型コロナ関連】 マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

(3)セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）

ご提出書類等

2.生活衛生関係の事業を営む皆さまへ【国民生活事業】

(1)生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

- (ア) [ご提出書類・お申込手続き](#)
- (イ) [生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付等に関するQ&A](#)
- (ウ) [新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けた制度拡充に関するQ&A](#)
- (エ) [「実質無利子化」について](#)

参考情報

(2)【新型コロナ関連】 生活衛生改善貸付

(3)新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

1 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ご提出書類・お申込手続き

【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類

個人営業の方	① 借入申込書 （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）をご提出ください。	記入例
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例
	③ 最近2期分の確定申告書（一式）のコピー（注） （青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。）	<p>コピー（別表1の下段に税理士の署名があるもの、または電子申告の場合は受信通知を添付のこと）をご用意ください。</p>
	はじめてご利用 いただく方	
	④ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	-
	⑤ 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	-
⑥ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	-	

法人営業の方	① 借入申込書 （表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）をご提出ください。	記入例
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例
	③ 最近2期分の確定申告書・決算書のコピー（勘定科目明細書を含みます。）（注）	<p>コピー（別表1の下段に税理士の署名があるもの、または電子申告の場合は受信通知を添付のこと）をご用意ください。</p>
	はじめてご利用 いただく方	
	④ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）	-
	⑤ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	-
	⑥ 代表者の運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	-
⑦ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	-	

（注） 税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。

※上記のほかに、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

法人の履歴事項全部証明書・登記簿謄本はオンラインや郵送でも申請できます。詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。

【国民生活事業】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き

1 お申込

・お申込に必要な書類をご準備いただき、最寄りの支店までご郵送ください。

支店の住所などは[こちら](#)、支店の担当地域は[こちら](#)
ご郵送いただく前に記載漏れや書類の入れ忘れがないかを今一度ご確認ください。

※最寄りの支店に直接ご提出いただくこともできますが、現在、窓口がたいへん混み合っているため、通常より長くお待ちいただく可能性がございます。

2 ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。
- ・営業状況等が分かる書類などをご準備いただきます。

3 ご融資

- ・ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ・ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※現在、特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件を満たす方については、利子補給を受けることで、3,000万円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求にかかる具体的な手続きにつきましては、詳細が公表されるまで、今しばらくお待ちください。
※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

2 生活衛生 新型コロナウイルス感染症特別貸付 ご提出書類・お申込手続き

【生活衛生関係の事業を営む方】

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類 【国民生活事業】

個人 営業の方	はじめ て ご利用 いただく	① 借入申込書 (表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。) ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール (印刷したもの) をご提出ください。	記入例
		② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例
はじめ て ご利用 いただく	③ 最近2期分の確定申告書 (一式) のコピー (注) (青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。)	コピー (別表1の下段に税理士の署名があるもの、または電子申告の場合は受信通知を添付のこ) をご用意ください。	-
	④ ご商売の概要 (お客さまの自己申告書) (Excel) (PDF)		
	⑤ 運転免許証 (両面) またはパスポート (顔写真のページ及び現住所等の		
法人 営業の方	はじめ て ご利用 いただく	⑥ 許認可証のコピー (飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方)	-
		① 借入申込書 (表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。) ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール (印刷したもの) をご提出ください。	記入例
		② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例
		③ 最近2期分の確定申告書・決算書のコピー (勘定科目明細書を含みます。) (注)	コピー (別表1の下段に税理士の署名があるもの、または電子申告の場合は受信通知を添付のこ) をご用意ください。
		④ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本 (原本)	
⑤ ご商売の概要 (お客さまの自己申告書) (Excel) (PDF)			
⑥ 代表者の運転免許証 (両面) またはパスポート (顔写真のページ及び現住所等の記載のあ			
⑦ 許認可証のコピー (飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方)	-		
個人営業の方 法人営業の方 共通	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方	左記以外の方 (注)	
	生活衛生同業組合の長 (組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。) が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書」 (お申込金額が500万円以下の場合には不要です。)	

(注) 税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。



※本貸付は、組合員以外の方は設備資金のみのお取扱となりますが、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」では、運転資金、設備資金ともにご利用いただけます。詳しくは次のページをご覧ください。

※上記のほかに、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

法人の履歴事項全部証明書・登記簿謄本はオンラインで郵送でも申請できます。詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込時にご提出いただく書類【国民生活事業】

個人 営業の方	① 借入申込書（表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）をご提出ください。	記入例
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例
	③ 最近2期分の確定申告書（一式）のコピー（注）  （青色申告の方は青色申告決算書、いわゆる白色申告の方は収支内訳書を含みます。）	コピー（別表1の下段に税理士の署名があるもの、または電子申告の場合は受信通知を添付のこと）をご用意ください。
	はじめて ご利用 いただく方	
	④ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	—
	⑤ 運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	—
⑥ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	—	
法人 営業の方	① 借入申込書（表面および裏面を両面印刷、または2枚とも出力のうえ、ご提出ください。） ※インターネット申込の場合は、借入申込書に代えて、「お申込データ受付確認」の受信メール（印刷したもの）をご提出ください。	記入例
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書 (Word) (PDF)	記入例
	③ 最近2期分の確定申告書・決算書のコピー（勘定科目明細書を含みます。）  （注）	コピー（別表1の下段に税理士の署名があるもの、または電子申告の場合は受信通知を添付のこと）をご用意ください。
	はじめて ご利用 いただく方	
	④ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（原本）	—
	⑤ ご商売の概要（お客さまの自己申告書） (Excel) (PDF)	—
⑥ 代表者の運転免許証（両面）またはパスポート（顔写真のページ及び現住所等の記載のあるページ）のコピー	—	
⑦ 許認可証のコピー（飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）	—	

（注）税務申告が1期しか完了していない方は1期分をご準備ください。事業をはじめて間もない方で税務申告未了の場合はご提出の必要はありません。

※生活衛生関係の事業を営む方もご利用いただけます。

※上記のほかに、ご面談の際に帳簿等の資料のご提出をお願いしております。

※設備資金をお申込の場合は、見積書をご提出ください。

法人の履歴事項全部証明書・登記簿謄本はオンラインや郵送でも申請できます。詳しくは[法務省ホームページ](#)をご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」のお申込手続き【国民生活事業】

1 お申込

・お申込に必要な書類をご準備いただき、最寄りの支店までご提出ください。

・**郵送でもお申込いただけます。**

（支店の住所などは[こちら](#)、支店の担当地域は[こちら](#)）

2 ご面談

・資金のお使いみちや事業の状況などについてお話をお伺いします。

・営業状況等が分かる書類などをご準備いただきます。

3 ご融資

・ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。

・ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※現在、特別利子補給制度が政府において検討されており、一定の要件を満たす方については、利子補給を受けることで、3,000万円を上限に当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけます。利子補給金の請求にかかる具体的な手続きにつきましては、詳細が公表されるまで、今しばらくお待ちください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

謹啓

このたびはお申込みをいただき、ありがとうございます。

お客さまの申込書類を受領いたしましたので、お知らせいたします。

今後、ご面談の日時等について、担当者から順番にご案内させていただきますが、現在、新型コロナウイルス感染症特別貸付についてのお申込みが集中しており、ご案内までにお時間がかかっております。

お客さまには、ご不便をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

なお、本書とご案内が行き違いになっている場合は、ご容赦のほどお願い申し上げます。

謹白

【今後のお手続きのご案内】

●ご面談の日時等について、担当者から順番にご案内させていただきます。

●資金のお使いみちや事業の状況などについてお話を伺います。

- ご融資が決まりますと、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ご契約手続きが完了しますと、ご融資金をご希望の金融機関の口座へ送金いたします。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

別紙3（インターネット受付の方へのご案内）

事業資金のお申込データを受付しました

このたびは、事業資金をお申込いただきありがとうございました。

お客さまのお申込データを受付しましたのでお知らせします。

必要書類（下記URL参照）をご確認いただき、〇〇支店にご郵送等でご提出ください。

書類到着後、公庫からご連絡いたします。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症特別貸付についてのご相談が集中しており、ご連絡までお時間がかかることがあります。ご不便をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

<必要書類>

個人企業・小規模企業の方

URL（・・・・・・・・・・・・・・・・）

生活衛生関係の事業を営む方

URL（・・・・・・・・・・・・・・・・）

<ご提出先>

日本政策金融公庫〇〇支店

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇1丁目・・・・

（※1）送信元のメールアドレスは配信専用となっております。返信いただいても、ご回答できませんので、あらかじめご了承ください。

（※2）ご利用のメールソフトによっては文字が正しく表示できない場合があります。